

4 前田 弘次郎 議員

予定時間 60分

1 観光の振興について

(総合計画 第3章第3節)

町長

(1) 道の駅しろいしについて

教育長

①12月の売上と販売状況は。

②道の駅しろいしバックヤード工事の進捗状況について。

③道の駅しろいしの2階テラスについて、今後の利活用についてどう考えているのか。

(2) オシドリ・コウノトリについて

①町長はオシドリが本町にいるのを認識されているのか。また、オシドリがどんな鳥か知っておられるのか。

②町内にいるオシドリ・コウノトリから何を想像されるか。

2 学校教育について

(総合計画第4章第1節)

教育長

(1) 有明小学校について

4月から開校する有明小学校についてこれまでの経緯、教育長の有明小学校への思い、今後の学校運営についての考え方を伺う。

(2) 小中学校の不登校について。

①小中学校の現状はどうなっているのか。

②現在、不登校生についてどのような対応を行っているのか。

③今後、どのような問題点があると考えているのか。

3 有明地域の統廃合後の施設利用について

(総合計画 第6章第3節)

町長

(1) 今後の利用計画について。

(2) 利用計画までの経緯はどうなっているのか。

(3) 避難所について。

①南地区住民の社会体育館への避難について、牛間田地区・長浜地区の方々の移動をどのように考えているのか。

②配慮が必要な家族の方の避難についてどう考えているのか。

(4) 地元から要望等はあっていいのか。

5 中村 秀子 議員

予定時間 60分

1 読書活動の推進について

(総合計画 第4章第2節)

(1) 子供の読書活動について

町長

①ベネッセの調査では読書活動が多い子どもほど学力が高いとされている。読書の重要性についての認識を問う。

②幼児期から読書に親しむための施策について問う。

(ブックスタート、読み聞かせ)

③学校の図書室の役割について問う。

(有明地区の小学校統合にあたり図書室の概要)

④図書館（室）司書について問う。

⑤各学校の図書購入費・図書利用について問う。

(2) 町民の読書活動について

①ゆうあい図書館を現在どのような役割を持つ施設と認識しているのか。また、ゆうあい図書館について、蔵書数や更新の予算、利用状況と課題を問う。

②講座や展示等人が集まる図書館としての工夫を問う。

③ゆうあい図書館の司書の状況について問う。

④町民の声を図書館運営に反映させる取り組みを問う。

⑤図書館活性化のためどのような具体的な施策を検討・実施していくのか。

2 放課後児童クラブについて

(総合計画 第4章第1節)

(1) 有明地区の放課後児童クラブの概要を問う。

町長

(2) 国からの通知では、学校関係者、クラブ団体、自治体で協議会を設置して学校施設の放課後児童クラブでの活動について検討する事とされている。本町での取り組みを問う。

教育長

(3) 放課後児童クラブ支援員について、確保や待遇改善に対して町としての対策を問う。

(4) 新学期が始まる前に放課後児童クラブは始まるが、保育園や幼稚園との情報共有はどのようになされるのか。

(5) 支援が必要な児童の利用も増えている。こうした児童の受け入れ態勢や専門的な対応現状と課題をどのように捉え対策を講じているのか。

(6) 放課後児童クラブの今後の方針やビジョンについて問う。

6 溝上 広行 議員

予定時間 60分

1 白石町全域への都市計画区域拡大に関する必要性の検証と

住民負担軽減策について

町長

(総合計画 第1章第1節)

現在、佐賀県及び本町において、白石町全域を非線引き都市計画区域へ拡大する案が検討されている。都市計画区域の指定は、建築確認の義務化、接道要件、用途制限、開発許可制度の適用など、町民生活・農業経営・土地利用に広範な規制と新たな義務・費用負担を伴う制度である。

とりわけ接道要件や建築確認義務化により、再建築困難地の発生や資産価値の低下など、特定の町民に過度な不利益が集中する可能性がある。

政策決定にあたっては、制度導入による効果のみならず、不利益や負担の規模を客観的に把握したうえで、代替手法との比較検討及び救済措置を講じることが不可欠である。

以上の観点から、次のとおり町の見解を問う。

(1) 区域拡大の目的の明確化について

町は、都市計画区域を町全域へ拡大する理由を「合併後の町全体が一体となったまちづくり推進」や「有明沿岸道路福富IC開通による開発意欲の高まり」としているが、町全域指定により、何を、どのような課題解決のために、どのような成果として実現したいのか。

抽象的表現ではなく、具体的な施策・効果項目ごとに示されたい。

(2) 都市計画区域制度でなければ実現できない施策の整理について

前項の各項目のうち、都市計画区域制度（建築基準法・都市計画法の規制）でなければ実現不可能なものは何か。

制度ごとの法的根拠及び規制効果の差異を整理した比較資料の提出を求める。条例や個別規制等の他制度で代替可能なものとの比較・整合性についての整理を示されたい。

(3) 既存不適格物件等の発生実態の把握について

都市計画区域指定に伴い、接道要件未充足等により建築制限を受ける既存不適格建築物や再建築困難地が発生することが想定される。

① 現在の既存都市計画区域内において

- ・接道不良敷地
- ・建替え困難物件

・建築基準法43条許可・認定案件

等の実態（戸数・面積・地域分布）を把握しているか。

- ② 町全域を新たに指定した場合、同様の既存不適格物件や再建築困難地がどの程度発生すると見込んでいるか。過去に実施した調査結果がある場合は、その内容も含め具体的な数値を示されたい。

(4) 代替案との比較検討について

次の代替手法について、制度効果・規制範囲・住民負担の観点から比較検討を行ったか。行っている場合はその内容と評価を示されたい。

【代替案】

- ① 住宅集積地や道路整備予定地区など、必要区域のみ限定指定
- ② 大規模開発・迷惑施設に対する町独自条例による立地規制
- ③ 個別法（廃棄物処理法、景観条例、農地法等）との組合せによる対処

(5) 区域拡大に伴う不利益を受ける町民への救済措置について

仮に全域指定を行う場合、町全体の利益のために一部住民へ過度な負担が集中することになる。行政の政策判断により生じる不利益については、行政が制度的に補償・軽減措置を講じることは当然の責務であると考えるが、次のような救済措置を制度として講じる考えはないか。

【提案内容】

- ① 建築基準法第43条第2項の弾力的運用について県と包括協議・覚書締結
- ② セットバック用地の町による買取や固定資産税の減免
- ③ 接道確保のための町道認定や道路拡幅等の計画的実施
- ④ 農業振興の観点から、平屋・延床200m²未満の農業用倉庫等の簡易な図面による建築確認制度や図面作成費補助

これらを含め、具体的な負担軽減策をセットで実施する考え方があるか。

区域指定のみを先行させ、救済制度が後追いとなることは認められないと考えるが、救済制度の制度設計及び具体化に向けた検討スケジュールについて町の基本方針を示されたい。